

令和２年度 第18回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和３年３月17日（水）10時00分 ～ 11時45分
開催場所	横浜市役所18階 みなと６・７会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、押田委員、片谷委員、五嶋委員、田中伸治委員、中村委員、藤井委員、堀江委員、横田委員
欠席委員	岡部委員、木下委員、田中稲子委員、宮澤委員
開催形態	公開（傍聴者 １人）
議 題	１（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価準備書について
決定事項	令和２年度第17回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
議事 １ 令和２年度第17回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし ２ 議題 （１）（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価準備書について ア 準備書手続について事務局が説明した。 イ 質疑 特になし。 ウ 補足資料について事業者が説明した。 エ 質疑 【奥 会 長】 御説明ありがとうございました。それでは、委員の方から、ただ今の御説明に対して御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 片谷委員お願いします。 【片谷委員】 補足説明資料の提出と御説明ありがとうございました。概ね理解はできたのですが、ちょっとだけ確認をさせていただきたいと思います。今日の資料の、今御説明いただいた補足資料のですね、４ページの排出源位置図とその上に書いてある説明なのですけれども。この帯状の改変範囲を移動しながら工事を行うという意味は理解できるのですが、具体的な計算に当たって、ここに図に書かれている黄色い小さい丸印、等間隔に並べてあるという趣旨だと思うのですけれども、この全ての丸印に同時にその発生源を設定したということなのか。その時間的に何かずらしでも長期平均だと、結果は変わらないと思うのですけれども。要するに一斉に排出するという仮定で計算をされたという意味なのかということを確認させていただきたいと思います。 【奥 会 長】 はい、お願いします。 【事 業 者】 はい、御質問の方ありがとうございました。今先生がおっしゃった前者のイメージですね。煙源配置全てから同時に煙というか平均濃度が出ているという条件の基で計算をしております。 【片谷委員】 はい。長期的な予測であればそれで問題はないと思いますので、それ	

で結構です。均等に設定しましたと書いてあるところが、要するに均等に設定して、均等に排出されるものという意味なのですね。その辺は評価書にこれを盛り込まれる時に、ちょっと付け足していただけると、より明確になるかと思います。

【事 業 者】 承知いたしました。ありがとうございます。

【片谷委員】 あと、保全目標ですね。環境基準の扱い横浜市は、より厳しいというか、改善を図る目標設定をしていますので、それに対応した記述をしていただいて、今の口頭での御説明でも、他の部分も、大気以外の部分に関してもそうですけれども、できる限りの環境保全を図るという姿勢を見せていただいていますので、私としては、そこは十分姿勢を示していただけたというふうに理解はいたしました。

前回（事業者が）御出席いただいていたいかなかったものですから、私が発言したことが議事録に書かれていて、かなり厳しい口調で発言したように記録されていて、かなり、もしかしたら不快感を持たれたかもしれないですけれども。趣旨としては、要はアセス書をより優れたものにしたいという趣旨で申し上げたことですので、その辺はぜひ事業者の皆様に御理解いただきたいと思いますので、付け加えさせていただきます。私からは以上です。

【奥 会 長】 はい、ありがとうございました。それでは、先ほどの排出源の計算の前提については、少し評価書段階で文言を追加していただいて誤解のないようにしていただくということでお願いいたします。

他の点についてはいかがでしょうか。本日の資料の7、8の部分ですね。

【奥 会 長】 藤井委員お願いします。

【藤井委員】 7ページのところでちょっと色々お伺いしたいのですけれども。

まず最初に1点ですけれども、結局、事後調査をされるのかどうかということについてはまだ言及されていないのですけれども、その部分がどうなのかという話をまず1点お伺いさせていただきたいと思います。ちょっとまず先にそれをお願いできますでしょうか。

【奥 会 長】 はい、事後調査について、事後調査報告書というのは、出てきていたと思いますが、その御説明をお願いします。

【事 業 者】 最後の8ページのところに書いてあるのですが、「以上により」というところから書いてあります。水生生物の影響はですね、小さいものと考えておりまして、上記記載した内容について状況をですね、事後調査報告書で報告しますということで記載させていただいているというふうに理解しておりますが。

【藤井委員】 水生生物について、事後調査をするということによろしいでしょうか。

【事 業 者】 供用時に動物の水生生物については事後調査をするということでございます。

【藤井委員】 分かりました。（事後調査を）するということで理解しました。次の質問をしてよろしいでしょうか。

【奥 会 長】 はい、お願いします。

【藤井委員】 水路を迂回するための区間②に付く水路ですね、水路についてちょっとお伺いしたいのですけれども。これを読んでいると、分断をされると

いうふうを書いてあって、魚類も分断されると書いてあるのですが、水路は魚道のようなイメージではないのでしょうか。完全に生物の行き来ができないようなものなのか。実際、迂回されていても水は流れていると思うので、魚とかが遡上できるものなのか、どういうものがイメージされているのかというのが1点と。

あと分断をする時の手順をちょっと確認をしておきたいのですが、おそらく、まず迂回する水路を造って、上流側を一旦遮断して水を流して、という何かしらその手順を考えられていると思うのですけれど、その部分をちょっとお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

【事業者】

1点目のですね、代替流路の措置のイメージでございますが、(補足資料) 8ページ目のですね、上段、工事における配慮事項というところでアスタリスクのところでございますが、代替水路の設置の検討につきましては、工事範囲の最小化と代替水路の設置に関する制約は、一応トレードオフの関係になりますので、形状等については新たに用地を確保するなど必要があるため、親水水路につきましては水生生物の生育環境であることは承知しているもので、上記を踏まえまして、水を絶やさないということで、詳細な施工計画を検討していくということで考えております。

2点目の締め切りの形ですが、先生のおっしゃるように、上流側を締め切って、最後下流側を締め切るという順番で今考えていると。先生のおっしゃっているような順番で今考えているということでございます。

【藤井委員】

最終的にどのようなものになるかちょっとまた判断ができないのかもしれないですが、基本的に迂回する水路を繋いで水を流していれば、完全な分断と魚の行き来ができないようなことはないと思うのですけれども、もし仮にそのような水路を考えられているのであれば、その魚の遡上、行き来が可能になるようなものを検討していただきたいと思います。あと水生昆虫も上流から下流にどんどんどんどん流れていってしまくと、最終的な上流に水生昆虫がいなくなってしまうので、普通は成虫になったら多分遡上するのですね、またそれで上流で卵を産んで育てて下流に流れていくというサイクルだと思うので、全くそこを分断してしまうことは避けて欲しいなと思います。

あとですね、底生生物と水生昆虫がちょっとごっちゃごちゃになっているような気もするので、ちょっとその辺も整理をお願いしたいということがあります。その底生生物、この中におそらく水生昆虫も入っているはずですので、ちょっとその辺が曖昧になっているのかなと思いました。

最後に1点だけ「移動能力が低い水生生物が一時的に消失をする」ということで書かれているのですけれども。ちょっとどうしても私的には「一時的に」という部分がちょっと引っかかってしまって。結局そこから死滅してしまうので、一時的になくなるけど、あとでまた出てくるから良いというようなちょっとその辺のニュアンスが感じられたのでちょっとこの辺、言葉使いを注意していただければなと思います。

【奥会長】

どうですか。事業者の方から何かお答えいただけることありますか。

【事業者】

先生の前回の御指摘を踏まえまして、環境の評価としましては、区間②についてはやはり工事中はですね、どうしても上から掘る工法をとる

ので、書いてあるとおりですね、移動能力が低いですね水生生物は、こちらの方はやはり消失してしまうという素直に事業者としては評価しているところでございます。

一方で、今、改変範囲につきましては、①②③という区間を分けて御説明をしたのですが、水生生物、移動可能なものについてはですね、下流側に一度逃げて行ってですね、最後復旧した時にですね、先生がおっしゃるように、上流側にまた戻ってくるというようなことで考えているというところが事業者としての考えでございます。

【藤井委員】 言い忘れていたことが2点あります。

1つはですね、書いてある場所を忘れてしまったのですが、区間②の水位を徐々に落としていって、という話がどこかにちょっと書いてあった記憶があるのですが。水生昆虫、水量が多い時に石を洗ったりとかすると、どんどん下流に流れていってしまって、そこで死滅することはかなり削減できると思うので、区間を仕切る時に、その部分を、石を洗うというかゴロゴロゴロゴロやるだけで水生昆虫がどんどん下流に流れますので、そういうような作業もちょっとしていただくと、影響も少し少なくなるかなと思います。

あと魚類を移殖する、区間①から③へ移殖するということがあったのですが、これはもし時間的に必要ないので影響が低いと考えられるのであれば、あえて、区間①に入って魚を捕獲するという事で環境を荒らすことにもなりかねないので、その辺どっちのリスクをとるかということでちょっと検討していただいた方が良いのかなとちょっと思いました。以上です。

【奥会長】 はい。区間③への個体移殖というのは、区間②からの移殖ということですね。

【事業者】 区間①で取り残されたものもありますし、区間②で取り残されたものもございますので、両方とも考えております。

【奥会長】 両方とも。

【事業者】 はい。藤井先生御指摘のとおり、区間①で影響があるという話であれば、区間②は必ずこの個体移殖をしないとですね、いけないというふうに考えていますので、そこの辺を実施していきたいというふうに思っております。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

他の点については、よろしいでしょうか。藤井委員。

【藤井委員】 はい、大丈夫です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、おそらく今の関連でしょうか、横田委員。

【横田委員】 補足資料の作成と御説明ありがとうございました。今の藤井委員の御質問に続けてお伺いしたい点が1点ございまして。帷子川親水緑道と帷子川との連続性に関する記載が補足資料7の項目の中にございます。表2ですとか、水生生物への影響の表2、それから魚類への影響のところから「帷子川と一体となって連続性が保たれるということから生息環境が大きく変化しない」というふうに書かれているのですが。この親水緑道自体は、流下して本川に接続する部分は、蓋があって、たしか、しぶきが上がるような落差工のような環境になっているのじゃないかな

というふうに推察しているのですけれども。高水位の時に入ってくる可能性はもちろんありますけれども。基本的には接続性のない状態が多く維持されている環境ではないかというふうに推察します。上流側も浄水場の余剰の環境用水を用いているという点で接続されていないとすると、閉鎖的に残存している生息環境なのじゃないかというような考え方はできるのじゃないかと思うのですけれども。その点、連続性が保たれると記載されている根拠を教えてくださいませんか。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 今おっしゃったとおりなのですけれども、連続性が保たれるという意味にしましては、高水位の時に水生生物が入り込めるタイミングがあると。その結果として、スミウキゴリ等ですね、回遊性の魚類が入り込んでいるという点で、ちょっとこういった表現をさせていただいているところでございます。

【横田委員】 そうすると先ほどの藤井委員の御懸念のように、流れてしまうリスクの方が、分断後にですね、流れてしまうリスクの方が多くならないのでしょうか。下流側の区間③のところのことなのですか。

【事業者】 流れるとおっしゃるのは区間③から下流側へ。

【横田委員】 低水位が続くと流下していつてしまうリスクというのが非常に増えてしまうのではないかと、本川の低水位の状況が続きますと。

【事業者】 一応こちらの方ですね。補足資料8ページにも書いたのですが、流量ですとか、水については現況と同じような形を考えておりますので、一時的にその区間②については締切りで水がなくなるのですが、区間③についてはですね、区間①と③を繋いでですね、同じような流量を確保しようという考えで計画をしていますので、流下をするという先生の御心配のところは少し考えていないというところが正直なところでございます。

【横田委員】 はい、そうしますと、区間②のその代替水路ですね。ここは水生生物も移動できるということが前提条件にならないと、影響が少ないとは言えないのではないのでしょうか、という点で、環境保全措置として、先ほど、魚類も遡上できる、水生生物も遡上できるような水路を想定しないと影響が小さいとは見込めないのではないのでしょうか。

【事業者】 今ですね工事期間中は、区間①、区間②、区間③を通して帷子川と繋がって水生生物が移動できる。一方で、移動能力が低い水生生物については区間②のところについては、一時的に消失すると。さらに復旧の方、区間②を同じような形に戻しますので、最終的にはこの区間①②③が今の現況と同じような生態系に戻るのではないかとということで今、影響が少ないというふうに書いているという趣旨でございます。

【横田委員】 今の話は事前と事後の話で、工事中的手順の先ほどの藤井委員の御質問の内容を踏まえますと、工事中にいかん連続性を確保するかという点が重要ではないかというふうに思うのです。その工事中の影響をやはり観測しながら、連続性を先に確保した上で、それぞれの締切りをするという手順ではないかというふうに思うのですけれども。いかがでしょうか。

【奥会長】 どうでしょうか。

【事業者】 連続性のお話につきましては、事業者としてはこちらに流量を確保す

るという形を書いているのですが、代替水路を設置する場合、仮にですけど、民地側に必要だという話になりますと、用地買収等出てきますので、その辺が今最大限配慮する事項としまして、工事範囲の最小化ですとか、代替水路の制約ですね、今言ったような制約が出てきますので、これについてはですね、トレードオフの関係を踏まえまして、水生生物の保全に配慮しながら施工していくというところが事業者として目一杯書ける事項かなということで、今こちらの方に書いているという状況でございます。

【横田委員】 このトレードオフというのはおそらく事業者さんの目線から見た時に、最小化することのコストという点で、トレードオフなのだと思うのですけれども。そもそも、最小化することができればですね、代替水路の空間は確保できる可能性が出てくると。そうすると、この改変部ですね、少しでもその水際を残すことができればですね、代替水路の確保の空間は出てくると思うのですよね。そのように考えると、なぜここまで改変部が及ぶのかというところの御説明が必要かなと思うのです。特にこの斜面ですね、駐輪場の所から斜面の方まで開削区間が続くわけですけども、それがなぜ完全に水路を分断するのかというところの御説明をいただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【事業者】 補足資料6ページになるのですが、7のところになるのですが。基本的にはですね、改変に伴う影響を最小化するためにですね、基本的には鉄道の直下を用地買収等考えまして、最小化する方針で今この計画を立てていると。一方でですね、鶴ヶ峰駅付近につきましては、既存の駅がありますので、その駅について地下に駅をそのまま直下で新設するということになりますと、地上にあるですね、駅舎ですとかホーム、軌道など全ての構造物の支持形式を変更する必要が出てくると。さらに言うと、現在の鶴ヶ峰付近については、商業施設ですとか商店街がありますので、空間的制約ですとか社会的影響があるということを考えまして、北側にあるですね横浜市が所有している土地を極力利用して、この計画、駅の計画を立てていると。やむを得ずこちらの水路側というのですかね、親水水路側の方に一部開削区間が出てくるということで、今この計画は考えているということでございます。

【横田委員】 一部開削区間がここに出てくるという根拠というのは、どういう点なのでしょう。

【事業者】 (補足資料) 図4のところを見ていただくと、箱型トンネル駅開削工法という形が今この区間出ております。こちらをずらしたりした場合にですね、今配慮しているですね、シールド区間の親水緑道の所まで影響が出てくると。一方で、鉄道のですね、勾配というのですが、上がれる能力の限界というのは35%という最大の勾配が決まっていまして、こちらを使ってですね、35%の急勾配を使ってできる限り改変範囲を少なくしつつ、駅部のですね、開削範囲も親水緑道にかかる範囲もなるべく少なくしたという計画を立てているということでございます。

【横田委員】 それは鶴ヶ峰の南側の円形シールドも、円形トンネルのシールド工法の部分をもう少し南側にずらすことで、開削を減らすということはできないという理解でよろしいのでしょうか。

【事業者】	それをずらしてくると親水緑道の所の通常、土被りという土の被りが薄くなってきますので、そうするとシールドではかなり辛くなってくるというところでございまして、駅部についてはさらに言うと、開削、上から掘る開削トンネルという形になってきますので、線形的制約条件ですとか、鉄道の能力的にできないというか、かなり困難だということでございます。
【横田委員】	はい、分かりました。その辺りの検証の根拠ですね、それをきちんと記載していただきたいということが一点と、その時にできる余剰環境、最小化の考え方ですね。これをきちんと記載をしていただきたいというのが前回もメール（審査会で読み上げたコメント）で記載させていただいた内容なのですね。この水路の代替水路の確保のあり方というのは、最小化の考え方でもあるのです。その中で、どのように水路の設置区間が確保できるのかというところを、書いていただくことはできないのでしょうか。
【事業者】	今その辺がですね、書いてあるのが（補足資料）7のところ、また戻ってしまうのですけれど。鉄道を設置する元々の計画に当たりまして、極力、鉄道敷地を使いつつ、用地取得をなるべく少なくしようと。それで社会的影響を少なくしようと。さらにもう一つ、環境への影響を最小化するというところでシールド区間、特に特別緑地保全地区についてはシールド区間で上をいじらない計画としているということで。この計画自体、極力その自然環境ですとか、社会的影響を配慮した計画だというふうに事業者としては持っているというところでございます。
【横田委員】	私がお願いしているのは代替水路の確保の可能性について書けないのかということと、工事中の水生生物のモニタリングについて実施するということは検討できないのかということの2点です。いかがでしょうか。
【事業者】	代替水路につきましては、設置についてはこちらの方にも書いたように検討はいたしますということは記載しておりまして、これが最終的にどのような形になるかというのは、施工計画が整っていない段階では、これは事業者としては目一杯書ける言葉かなと思っていまして。一方でですね、その影響を少なくするためお約束をしているという事項では、工事排水を親水水路に流さないですとか、改変範囲を止水板でとめまして濁水等を流さない、あるいはもう一方で最後、代替水路については、現況と同程度の流量が流れるように工夫するということをこちらの方でお約束した上で、事後調査報告書でも報告しますということを強く考えているということでございます。
	今の水生生物につきましては、事後調査のですね、供用後の事後調査では、動物等の調査も行いますので、こちらをするということで御理解をいただければと思うのですが。
【横田委員】	水路に生息環境としての連続性を確保することが書けないと、影響を最小化できるとは中々言えないので、その件と工事中の水生生物のモニタリングはある意味セットだというふうに考えているのですけれども。この水路を水生生物の生息環境、魚類も含めて生息環境の連続性の観点から水路を設置するということを記載いただくことはできませんか。

- 【事業者】 こちらの方についてですね。水生生物の連続性という形を考慮して計画していきます、という記載の形でもよろしいでしょうか。というのもですね、具体的にどのような施工計画になるかということもですね、行政の手続き上なのですが、工事業者さんが決まって、施工計画を立てていくということになっていきますので。今、お約束できることとしましては、配慮する事項としてこういうことを今、配慮して施工計画を立ててください、という形になってきますので。その記載でよろしければ、そういう記載の仕方ができるのですけれども、それでもよろしいでしょうか。
- 【横田委員】 はい。環境保全措置の指針として書いていただきたいということです。
- 【事業者】 分かりました、ありがとうございます。そのような記載にさせていただきたいと思います。
- 【奥会長】 あと工事中のモニタリングの話ですか。そちらはどうでしょうか。
- 【事業者】 工事中のモニタリングにつきましては、水生生物が、個体数がそういうのはどうかというよりは、工事に影響がどうかという話ではなくて、事前と事後で水生生物がどのような状態になっているのかということで、事前と供用後に調査をするという形で今、工事中のモニタリングという機会を、水生生物の調査というのは今考えていないということでございます。
- 【横田委員】 お伺いしたとおりなのですが、環境保全措置の指針として水生生物の連続性に配慮した代替水路を設置するという以上、工事中の状況を把握しながら、水生生物の生息環境の連続性が確保できたかどうかを確認していただく、そういうことが工事中に必要ではないかと思うのですけれども。そこはいかがなのでしょう。モニタリングしないで代替水路が造れますか、ということでもあります。
- 【奥会長】 後で御検討いただいて、また改めてお答えいただけますか。
- 【事業者】 分かりました。先生の趣旨も踏まえて、実はその先生のお話はちょっと事務局伝でしか聞いていませんで、できればですね、先生にちょっと個別に御相談をしてですね、こういったことを計画していますというのがお示しできれば先生のちょっと疑問が解消されるかと思うのですが。一方で、それをですね、今この審査会の場でですね、こうやりますというのは施工計画が立っていない以上ですね、私の立場として言い切れないことがございますので、個別に相談して、御了解いただきたいというふうに思っているのですが、それでいかがでしょうか。
- 【横田委員】 はい、事務局と調整させていただければと思いますけれども。基本的に個別の施工計画が立たない状態でのアセスというのは普通であると思っております。環境保全措置の指針を実現する上で、必要な事後調査であるというふうに考えてコメントさせていただいているということを御理解いただきたいなというふうに思っております。そのような形で、私としては結構です。
- あともう一点、斜面についてなのですが、この親水緑道の改変部の上側にも少し現地形の斜面が残っていたりと、段上の斜面になっているかと思うのですけれども。この復旧のイメージですね、今回、「復旧」というふうに言葉が使われていますけれども、これ「復元」ではな

いですね。そうしますと、復旧がどのようなレベルの復旧なのかということ、少し記載をしていただきたいというふうに思っております。その点について、一部準備書の方にもですね、記載が石積とか記載されているかと思うのですけれども。類似事例などもあるかと思しますので、斜面の復旧イメージというものを景観も含めてですね、分かりやすくお示しするのが重要じゃないかなというふうに思っておりますけれども。このようなイメージというのは、お示しいただくことはできるのでしょうか。

【奥会長】 どうでしょうか。

【事業者】 今ですね、おっしゃるようになりますね、箱型トンネル部分につきましては、斜面をどうしてもですね、土留で留めて工事をせざるを得ないという状況でございます。一方で工事後はこちらの方、地下化に入りますので、開削部は上に土が乗ってくるのですが、最後の斜面の造り方については、当然先生のおっしゃるように、土留壁を含めて石積擁壁で留めていくという形になるのですが。環境影響評価の準備書でも書かさせていただいたのですが、こちらの方ですね、土砂災害警戒区域になっているということで、安全上もかなり課題があるという形になっていますので。「復元」はできなくて「復旧」をですね、防災上の観点を含めて、「復旧」していくということを考えておしまして、その辺りにつきまして、こちらの公園を管理している部署と調整を今後していくという形になりますので、具体的にこうなるというのがですね、設計をして、工事をして、管理者の同意を得ないとですねお示しできないというところが現時点でございます。

【横田委員】 はい、分かりました。現地形と隣接するような斜面ができる、復旧急斜面ですね。復旧斜面、法面ができるということで、おそらく植物の移植においても、乾燥化は少し懸念されるのかなというふうに思っております。そういった点で、法面工法における植生への保全措置というのは、かなりの蓄積があるというふうに考えています。優良事例など技術的なものを参照いただいて、是非、植生に対するインパクトの少ない法面の復旧方法について、おそらく事後調査にも関わるかと思っておりますけれども、報告をしていただきたいなというふうに思います。以上です。ありがとうございました。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、代替水路における連続性の確保の話とそれが十分に機能しているかどうかを工事中にモニタリングするという旨も記載していただきたいという、そういう御要望が横田委員からございましたけれども、それについてはまずは横田委員と事業者の方の間で、事務局も間に入って、十分にやりとりをしていただいて、どういう方向で最終的に評価書に記載するかということ、ところをちょっと御検討いただき、その結果については当然審査会において、共有すること、ということで他の委員からもまた御意見をいただくということで進めていければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

【奥会長】 では、お待たせしました。五嶋委員、どうぞ。御発言をお願いいたします。

【五嶋委員】 関連する御質問なのですが、水生生物についての言及事項で、区間内の注目すべき生物種という記載があったかと思うのですけれど。今

の議論と密接に関係するのですけれども。御承知のように、生物種は色々なこういう工事に対しての色々な耐性、生存についての耐性といえますか、そういうストレスに対する耐性とずいぶん違うので、注目すべき生物種が具体的に何で、そういう生存に対して非常に弱い生物種に対する配慮ということが重要になるかと思うので、この辺をもう少し具体的に記載していただくことは可能かどうかをちょっとお尋ねしたいのですけれど。

【奥会長】 準備書に記載がありますか。

【事業者】 御質問の方ありがとうございます。今、発言いただいたというか注目すべき種なのですけれども。今回、環境影響評価という形で色々と検討させていただいておりますので、その中で扱う注目種として、準備書の方にも記載しておりますけれども。要は、環境省なり神奈川県レッドリストに該当する、いわゆる重要種ですね。絶滅が危惧される種を意識をしております。

【五嶋委員】 このリストを見ると分かるのですけれど。その記載の文書の中に、注目すべきというのは、色々な意味で注目すべきという内容が含まれますよね。だから絶滅を危惧される、あるいはそういうストレスに対して非常に弱い生物種に対する配慮が必要だということを、文章で完結して分かるような表記をお願いできないか、というそういう御相談なのですけれど。

【事業者】 分かりました。先生の御指摘の注目すべき種ですとか、ストレスに弱い種について配慮していくというふうに記載をしていきたいというふうに思っております。

【五嶋委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか、それで。はい、それでは、押田委員お願いいたします。

【押田委員】 植生の移植のところで、今のに関連するのですけれども。例えば、キツリフネが播種で、シラコスグが基本的に移植で対応されるということなのですけれど。この場合は、やっぱり移植後または播種後の攪乱がやっぱり植生の場合考えられるので、その移植後等の攪乱に関してのモニタリングについても追記していただきたいなというのが1点目です。

あとやっぱりキツリフネ、ちょっとこれ播種が結構難しい種なのですよ。なので、できればこれ採取ということは、基本的に乾燥採取ですか。もし、分かれば教えていただきたいのですけれども、かなりこれ多分、発芽率が乾燥させてしまうと低い種、故に今減少しているような現状にあるため、できれば播種を見込んでいるのであれば、採取もそうなののですけれど、一応、埋土も採っていただいた方が良いのかなというふうに考えています。もちろん個体数が増えすぎて、後ほど攪乱するということも考えられるので、あまり増やせないということも分かるのですけれども、おそらくこの生活感だったりとか、発芽率というのを見込んだ上でちょっとその辺も御検討いただきたいなと思っています。

あとは先ほども話に出ましたが、やはり工事後の乾燥というのが全ての種において大きな問題となりますので、その辺についても御検討いただきたいなということです。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。事業者の方から御回答ありますか。

【事業者】	はい。御指摘の方ありがとうございます。まず、播種の種の採り方なのですけれども、先生がおっしゃっているところでもありますね、十分留意しながら対応いたします。基本的には採り蒔きで対応するつもりでいるのですけれども、今いただいた助言等ですね、があるということで、もう一度その移植・播種の計画を検討する際に、いただいた御意見も踏まえながら、検討していきたいなというのが一つ。 あと植物に関しましてはですね、準備書の方にも記載しているのですけれども、移植・播種については、その後の活着状況を確認するという意味で事後調査を行う方針としてございます。それは準備書の方にも記載させておりますので、よろしくお願いいたします。
【押田委員】	はい、承知しました。ありがとうございます。
【奥会長】	ありがとうございました。他の委員の方はいかがでしょうか。手を挙げていらっしゃる方は、いらっしゃらないでしょうか。
【横田委員】	補足資料と関係ない点でもよろしいですか。
【奥会長】	はい。補足資料について特に追加でないようでしたら、それ以外の部分もお願いします。では、横田委員どうぞ。
【横田委員】	1点ほど保育園に対する影響ですね、鶴ヶ峰駅の北側についてお伺いしたいなと思っております、駅施設や開削区間の工事の過程で保育園あるいは周辺に農園とか、児童遊園とかあると思います。その歩行者環境とか、自然との触れ合いの環境に対する点について、どのようにお考えかお伺いできますでしょうか。
【事業者】	駅直近ですね、拡大していただくと「あっぷるキッズつるがみね」というのが（補足資料）6ページですね、拡大していただくとあるのですが、こちらの方ですね、暫定的に連立事業が、まちづくりが動き出すまでということの暫定利用ということで開業しております、この事業に合わせまして、この「あっぷるキッズつるがみね」について移転の方向でもう調整が進んでおります、工事中はもう保育園がないような状況になっていると。一方で、先生御指摘のように、こちらの方、工事ヤードとして使用しますので、親水緑道に下りていくような道については、代替路を含めて造っていくということで今考えているということでございます。
【横田委員】	そうしますと、親水緑道へのアクセス性は、現状のちょっと斜面を斜めに下りていくような道があるかと思っておりますけれども、あそこではないルートでアクセスできるような環境を確保するという理解でよろしいのでしょうか。
【事業者】	今おっしゃっているところがですね、ちょうど改変範囲と書いてあるあの赤いようなところで今斜面を下りていくようになっておりますが、こちらの方ですね、工事ヤードとして使用しますので、別のルートを今造って下りていくような計画を立てていこうと思っております。
【横田委員】	はい、分かりました。 あと現状の駅の地下化というものが進んだ後ですね、その跡地というか、地上の部分はこれからの話というふうには思いますが、そういった親水緑道との関係というのは、どのように検討されているのでしょうか。
【事業者】	準備書の2-27ページ、毎度出てくるものなのですから、こちらの方

ですね2.9で「鶴ヶ峰駅北口周辺のまちづくり構想」というのが進んでいまして、駅の地下化に合わせて上部につきましては、今、まちづくりをしていこうという形になっております。先生のお話でございますが、今現時点ですね、私の方で関係部局が都市整備局というところになるのですが、ヒアリングしたところによりますと、今現時点、まちづくり構想が作成された後ですね、地域ですとか事業者、行政の三者の協働によるまちづくりを推進するということになっておりまして、現在ですね、新たなですね、まちづくり協議会「(仮称)鶴ヶ峰北口周辺まちづくり協議会」にて作成等を行って検討を進めているという、今状況でございます。

【横田委員】 今回、自然との触れ合いをですね項目に選定いただいて、評価いただいたのは大変素晴らしいと思っております、これはぜひ、事後にですね、鶴ヶ峰から親水緑道方面の人の動きも出てくるというふうに思いますので。そういった点で自然との触れ合いの観点から、歩行者環境の改善を検討していただくとかですね、そういったところを是非、進めていただきたいなというふうに思っております。これはコメントということでお願いいたします。どうもありがとうございます。

【奥会長】 今の最後の御指摘は、事務局からこちらの駅跡地の整備はまた別事業になりますので、それを所管される部局に伝えていただくということでお願いしたいと思います。

それから、ちょっと先ほどの保育園の件で確認ですが「あっぷるキッズつるがみね」と「オハナ鶴ヶ峰保育園」というのは、これは同じ保育園、同じ場所ですか。準備書の3-37ページにリストがありまして、A16とA18。

【事業者】 こちらはですね。違う保育園になっておりまして、今横田先生が御指摘になったのは、駅直近にある「あっぷるキッズつるがみね」というところになっています。

【奥会長】 はい。でも住所が同じですね、所在地。

【事業者】 こちらは市営住宅跡地なので、住所自体が大きな範囲になっておりまして、場所的にはですね、補足資料の6ページのところを見ていただくとですね、「あっぷるキッズつるがみね」というのは今ちょうど(改変範囲に)かかっている所になっていまして、その上ですね、改変部(と記載されていて)隠れている所が「オハナ鶴ヶ峰保育園」という所になっていまして、工事のヤードがかなり離れている位置になっているということなのですか。住居自体はですね、これ全部一筆が元々の市営住宅の番地、この大きい一筆が住所になっているので、同じ住所なのですが、かなり実際は離れているということでございます。

【奥会長】 「オハナ鶴ヶ峰保育園」はそのままそこに。

【事業者】 はい。「オハナ鶴ヶ峰保育園」についてはそのまま残ります。

【奥会長】 残るわけですね。

【事業者】 はい。

【奥会長】 という状況だそうです、横田委員。

【横田委員】 そうすると、歩行者の安全のその辺りはどのようにお考えかという記述があったかどうかいかがでしょうか。

【奥会長】 工事中における安全性の確保の観点がやはり子供たち、その保護者も

含めて行き来するのであれば必要じゃないかということだと思いますが。

【事業者】 保育園につきましては、御説明をしております、外周部の道路については今と同じですね、いじらない形になっていますので、歩行者についてはそちらを当然ですが通っていただく。一方で、工事中につきましては、重機が入ってきますので、その辺の配慮をしていくということで今、計画を立てているところでございます。

（準備書）2-26ページの工事に係る配慮事項というところに記載していると思うのですが。一番上ですね、工事の実施に当たっては事前に周辺住民、教育機関これが今保育園を指しているのですけれど、鶴ヶ峰商店街について実施内容について情報提供を行い、周知を徹底していくということで、安全に工事ができたり、輻輳しないような形でこれを説明していくということで考えております。

【奥会長】 はい、分かりました。よろしいでしょうか。

他の委員の方はいかがですか。追加では他にありませんか。手を挙げていらっしゃる方もいらっしゃらないようですね。大丈夫でしょうか。

【奥会長】 それでは、事業者の皆様どうもありがとうございました。

オ 審議

【奥会長】 はい、分かりました。では、審議に入ります。

御質問や御意見、追加でございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 ちょっと今後の参考にさせていただくのにお聞きしたいのですけれども。この植物の移植・播種の場所について「工事前に検討する」というのみに終わっているのですけれども。こういう委員会の場で、どこに移植・播種するという場所を選定できると思うのですよね。湿気、湿度が高い場所とかそういう環境というのを今からでもできたと思うのですけれども。それをせずただ、「工事前にやります」ということしか示されていなかったのですけれども。こういう委員会で「それを示して欲しい」ということを言って良いものなのかどうか、どうなのでしょう。今後のことも踏まえてちょっとお聞きしておきたかったのですけれども。

【奥会長】 はい、どうでしょう。事業者側が今までも「施工計画の詳細が決まらない」ということを繰り返し言ってきたわけですが、現段階で。

【事務局】 藤井委員よろしいですか。具体的に、ここの場所とかそういう議論、そういう場所を指摘したいという話ですか。それとも、一般的にこういう環境であれば移植とかが望めるとか、そういうようなお話でしょうか。

【藤井委員】 そうですね。特に私、植物に詳しいわけではないので、多分示されてもはっきりしたことは言えないかもしれないのですけれども。先ほど押田委員の話にもあったように、攪乱される可能性であるとか、着生率が低いかもしれないとかそういう話もあるので、本来であればこのこういう環境、周りにはこういう植物があって、こういう環境に移植しますというものをあらかじめ示していただいた方が、こちらとしては「それであれば大丈夫ですね」という判断ができると思うのですけれども。今の段階だと、ただ移植を後でちょっと良い場所を見繕って移植しておき

ますというところで終わってしまっているの、それで私達的に良いのかどうか。本来であれば、先ほどの議論の場で「示してください」と強く言うべきだったのかどうかをちょっと確認しておきたかったのですけれど。

【事務局】 今回（事業者から）お話がありましたように、なかなか具体的な計画が決まらないということで、一般的に、このような環境なら移植に望める、適した所に移設してください、というような話は当然できると思いますが、なかなか決まらない状況です。それについては、今後工事に入る前に事後調査の計画書というものが出されてまいりますので、そこでしっかりと事務局の方で見ていくということになります、専門的で複雑であれば、当然、先生方にも御相談して対応したいと考えております。以上でございます。

【藤井委員】 分かりました。改変区域内であれば、当然難しいかもしれないですけども、改変区域外ということで今の工事をしない場所ですから、それは施工計画と関係なく移植先をセレクトできたのじゃないかと思うのですけれども、それはできないものなのですか、その施工計画がないと、その改変区域以外の場所の選定もできないということなののでしょうか。

【事務局】 現在、施工計画が明確にならないと分からないと。これ事業者は正直な話をしていると思うのです。実際、どこに移植が適切であるかどうか、ある程度、施工計画がはっきりしていれば言えると思うのですけれども。今、現在そこまでのものが事業者自身も把握できていないという中で、今後の考え方としてですね、それを示すというのはできるかもしれませんが、今具体的にどの場所であるというのは、まだまだこれから施工についても、用地買収しないにしても、どこまで協力を得られるのかそこが確定できていない状況です。具体的にここということとは、まだ言えないと思います。ですから、考え方を示すということが限界かなという感じがします。

【藤井委員】 分かりました。ありがとうございます。

【片谷委員】 片谷ですがよろしいですか。関連して発言させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【片谷委員】 藤井委員のおっしゃる御懸念、非常に私も尤もだと思いますので、やはりある程度、やはり専門知識が必要な話ですから、場所を決めたら事務局に報告しなさいみたいなことは言っても良いのではないのでしょうか。もちろん事業者の後ろにコンサルタント会社がありますから、植物に強い人はいるはずなのですから、やはり事前にチェックできるのであればした方が良いのは確かですから、事務局に報告を求めておくことはしても良いかと思います。条例には書いてないと思いますが。市長意見に入れてしまうというのが一番確実な方法なのだと思いますけれど。

【事務局】 はい。前回もなかなか施工計画がはっきりしていないということで、はっきりした段階で報告をさせれば良いのではないかというお話があったので、事務局でもちょっとお答えさせていただきましたけれども。実際の工事が始まる前に事後調査の計画書というものが出されてまいります。そこでしっかり確認をしていきます。また専門性が高いのであれば、先生方に御相談しながら進めていきたいと思っております。

- 【奥会長】 はい、是非そういう方向でお願いしたいと思います。藤井委員よろしいでしょうか。
- 【藤井委員】 ありがとうございます。
- 【奥会長】 施工計画が固まっていく中で、今の御指摘の件も合わせて詳細が決まればそれについても報告をしていただき、必要に応じて、また専門家の先生方の御意見を伺うということもあり得るということですね。よろしいでしょうか。
- 【奥会長】 それでは他はいかがですか。
他の委員の方からないようでしたら、事務局の方で何か確認事項ございますか。
- 【事務局】 そうしましたら、今日御指摘された事項を簡単に整理させていただきたいと思います。
まず、片谷委員から御指摘がありました文言の話ですね、大気質の。こちらについては評価書できちんと記載するという話が出てきましたので、これはこれで完結でよろしいでしょうか。
- 【片谷委員】 はい、先ほど口頭で回答をいただいた内容を文字にして追記していただければ良いので、もう回答は議事録に残りますから。あとはもう事務局で確認していただければ十分かと思います。
- 【事務局】 はい、ありがとうございます。
続いて藤井委員からは水生生物と水生昆虫、これが混乱しているので整理すべきだという御意見をいただきました。これ整理する方向で事業者に指示をするということでよろしいでしょうか。
- 【藤井委員】 底生生物です。
- 【事務局】 はい、承知しました。これ、資料は必要ですか。
- 【藤井委員】 いえ、特には。大元（準備書）の方にはちゃんと底生生物の中に水生昆虫も全部リスト化されて入っているのですがけれども、ここの説明の中で、底生生物と水生昆虫が離れて書かれて説明されているので、ちょっと考え方を整理した方が良いのかなと思って発言させていただきました。
- 【事務局】 ありがとうございます。
続いて横田委員からは、水生生物の連続性を確保する計画をする旨を保全措置に記載するということ。あと、工事中のモニタリングについて、これは個別にやりとりしたいという話が出てまいりましたが。
補足させていただくと、横田委員の水生生物の生息環境の連続性を確保する計画としてもらいたいというお話ですが、事業者の工事へのスタンスとして、その水路に生き物の生息環境の連続性を確保してもらいたいという御意見だと思います。それが環境保全措置の指針的なものになっていくのではないかということで、その辺りを事務局と事業者と三者で協議してくださいというお話だと思うのですが、それでよろしいでしょうか。
- 【横田委員】 私は問題ありません。
ただですけれども、やはり必要性をもう既にお考えであれば、きちんと事務局と必要性について前提にした上でまたお話ができればありがたいなと思います。
- 【事務局】 分かりました。それについては、また御連絡させていただきます。

【横田委員】	はい、承知しました。	
【事務局】	続いて五嶋委員からストレスに弱い注目種の記載を入れるということですが、これは特に資料は必要でしょうか。	
【五嶋委員】	具体的な種に関しては記載されているので、その部分の文言に関して、そういう表現を使っていただけないかなと。	
【事務局】	最終的には評価書に記載するという方向でよろしいですか。	
【五嶋委員】	はい、それで結構です。	
【事務局】	ありがとうございます。	
	最後は押田委員からですが、播種の方法について、まず先生方の意見を踏まえて計画を検討すべき、という御意見がありました。これについて追加の資料等は必要でしょうか。改めて資料としてお示しする必要があるでしょうか。	
【奥会長】	押田委員、補足資料を用意してもらう必要があるかどうかということですが。	
【押田委員】	特にこれ以上足せないとは思いますが。ちょっと気になっているのが、これすごく簡単に移植・播種と書きちゃっているのですが、やはり根っこが付くものを移動させるというのは、結構リスクが大きいことですので、できればその対象地のその後の攪乱のことについても、ちょっと触れていただけると良いかなと。もし足していただくな、それだけ足してください。「攪乱に配慮した上で」というのをに入れていただけると。	
【事務局】	はい、特に追加の説明等はいかがでしょうか。	
【押田委員】	説明は入らないのですが。文言として「移植先または播種先の攪乱に配慮した上で」という文言を足していただけたら良いかなと思います。	
【事務局】	はい、承知しました。はい、指摘事項の確認については以上になりますが、続きまして、意見陳述の関係のお話をしたいと思います。よろしいでしょうか。	
【奥会長】	はい、お願いします。	
【事務局】	現在、準備書意見見解書を縦覧中です。準備書に対する意見陳述につきまして、3月5日から19日まで申出を受け付けております。もし、意見陳述の申出があった場合においては、次回審査会で陳述人の選定をお願いしたいと思います。なければこの手続きはなくなりますが、もしあった場合には、そのようによろしくお願いします。以上です。	
【奥会長】	はい、ありがとうございました。他に御意見ございますか。よろしいでしょうか。他にないようでしたら、本件に関する審議はこれで終了いたします。審議内容につきましては、会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。	
	(傍聴者退場)	
資 料	・(仮称)相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧について 事務局資料 ・(仮称)相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料	